



OSP TOP NEWS

BUSINESS INFORMATION

社内情報
'09.vol.177<http://www.osp.co.jp>

特集 著作権

ラベルやパッケージなどの印刷物は著作権の集合です。印刷は受発注2者間だけの問題ではありません。そこに関わる著作者との関係を把握しておかないと、トラブルのもととなります。

■印刷物に関わる著作物とは…

1. 小説や論文など「言語の著作物」
 2. 絵画や彫刻など「美術の著作物」
 3. 「写真の著作物」
 4. 「地図・図形の著作物」
 5. パソコンソフトなど「プログラムの著作物」
 6. 「データベースの著作物」
- 著作権は申請や登録を必要としません。作品を創作または公表した時点で誰にでも自動的に権利が発生します。

関連バックNo. vol.21, 22, 125「著作権特集」を参照ください。



季節の彩りを食卓へ

1.「言語の著作物」



2.「美術の著作物」



3.「写真の著作物」

著作権Q&A



Q 著作権フリーと書かれているHPからイラストをダウンロード。これを使用してラベルを作りたいのだけれど…。



商品化を目的としたご使用については
ご相談ください。

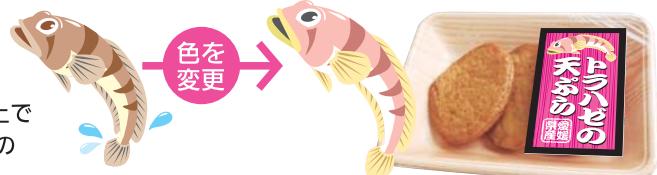


著作権侵害にならないよう、利用規程に従って素材を使用することをおすすめします。

A インターネットのイラストや画像は、基本的に個人や限られた範囲のみ使用できるものがほとんどです。営利目的の場合は、制限がついているケースがあります。「使用上の注意」が掲載されている場合は、それをよく読み、守りましょう。



Q 制作者(著作者)からいただいたイラストの色合いを変更したくて。勝手に変えるのはいけないのでしょうか。



A 著作者本人に修正してもらうか、修正したものを著作者に確認した上で了承をもらいましょう。写真的トリミングや原稿の修正、ロゴマークの変形なども同様に注意が必要です。

■著作権を侵害しないようにしましょう

■オリジナルな素材を制作

100%オリジナルの素材を作るようになります。制作中に知らずに他の著作物と似てしまう可能性がありますが、オリジナルな部分を入れるように心がけましょう。まずは自分ですべて考え制作することが難しくないです。

他社の印刷見本



でオリジナル



■必ず使用の許可を得る

著作物を使用する場合は、相手に使用や加工の主旨を説明し、許可をとって使いましょう。

